

「緊急通報の発信のみ」を可能とする ローミング方式の導入方針（骨子案）

令和5年3月30日

事務局

<基本方針>

- コアネットワークの利用者認証・位置登録データベースに障害が発生した場合、フルローミング方式によるローミングは実施困難となる。しかし、緊急通報(110番、119番、118番)の約6割が携帯電話から行われている現状を踏まえれば、コアネットワークに障害が発生した場合においても、事件・事故・急病等に遭遇した利用者が緊急通報を確実に発信できるようにすることが強く望まれる。
- そこで、被災事業者のコアネットワークにおける利用者認証等を省略しつつ「緊急通報の発信のみ」を臨時に可能とするローミング方式(以下「緊急通報のみ方式」という。)は、いくつかのデメリットはあるものの、被災事業者のコアネットワークの障害時に有用なローミング方式であるため、フルローミング方式とともにできる限り早期に導入することとする。
 - 【緊急通報のみ方式のデメリット】
 - ①コアネットワークにおいて利用者認証ができない。
 - ②発信者の電気通信番号が緊急通報受理機関に通知されない。
 - ③緊急通報受理機関からの呼び返しができない。
 - ④携帯端末から緊急通報受理機関に対する位置情報(GPS情報)の送信ができない。
- 緊急通報のみ方式の具体的な技術仕様や運用ルール等については、事業者間ローミング検討作業班(以下「作業班」という。)においてフルローミング方式と同時並行で検討を進める。また、緊急通報のいたずら防止策として、携帯電話事業者やNTT東西は、緊急通報受理機関に対してIMSI※(International Mobile Subscriber Identity)の送信を行うこととする。
- 事業者間ローミングの公共性に鑑み、公的支援の可能性について検討する。

※IMSIとは、携帯電話等で用いる端末設備を識別するための最大15桁の識別番号であり、加入者識別に使用される。

<ネットワークと携帯端末の相互接続性・相互運用性の確保>

- 事業者間ローミングの成否は、事業用電気通信設備と携帯端末の間の相互接続性・相互運用性の確保が鍵を握る。
このため、将来、作業班において、携帯電話事業者によってフルローミング方式も含めた事業者間ローミングに係る共通仕様書(仮称)が策定される段階において、標準的な通信方式や試験環境の構築、試験結果の周知広報等の在り方を検討する必要がある。
- 具体的には、携帯電話事業者、携帯端末ベンダー、チップベンダー、測定器ベンダー、登録認定機関等が参加する拡大分科会を作業班に設置することにより、ネットワークと携帯端末の相互接続性・相互運用性の確保を目指すべきである。また、総務省は、ネットワークと携帯端末の相互接続性・相互運用性を確保するため、事業用電気通信設備規則や端末設備等規則等の改正による技術基準化を検討する。
- 作業班においては、緊急通報のみ方式の国際標準の準拠の在り方等について検討する。
- なお、現在既に利用されている携帯端末は緊急通報のみ方式に対応していないため、将来の技術仕様に準拠した新規の携帯端末からの対応となる。このため、携帯端末ベンダー等は、技術仕様等の策定状況を注視しつつ、速やかに携帯端末の仕様に反映することが望まれる。また、旧仕様の携帯端末に対しては、対応可能な範囲でFOTA (Firmware Over The Air)等によるファームウェア変更対応が行われることが期待される。
- 携帯端末ベンダー等による携帯端末の相互接続性・相互運用性に関する試験が効率的に実施できるようにするため、拡大分科会に参加する機関の協力の下、試験環境の構築・運営を目指す。
- 利用者としては、利用している携帯端末が非常時のローミングやローミング時の緊急通報に対応しているかどうかを把握できることは重要な観点であるが、その状況を自ら確認することが困難である。このため利用者がネットワークと携帯端末の相互接続性・相互運用性の適合状況を容易に確認できるようにすることが望まれる。

<その他>

- 携帯端末によっては対応している周波数帯が異なるため、ローミングを受ける携帯電話基地局の周波数帯の状況次第では、利用できないケースが発生するおそれがある。このため、今後発売される携帯端末については事業者間ローミングを想定した周波数帯を実装しておくことが望まれる。
- 携帯電話事業者間で通信方式が異なる第3世代携帯電話(W-CDMA、CDMA2000)については、将来のサービス終了が予定されていることもあり事業者間ローミングを実施しない。
- 緊急通報のみ方式は緊急通報受理機関からの呼び返しを実現できないことから、携帯電話事業者の電気通信設備に係る技術基準上の義務をローミング実施時に一時的に免除する方向で検討を進める。また、携帯端末が緊急通報のみ方式に的確に対応できるよう端末設備等規則等による法制度上の対応方法(試験方法等)について検討する。

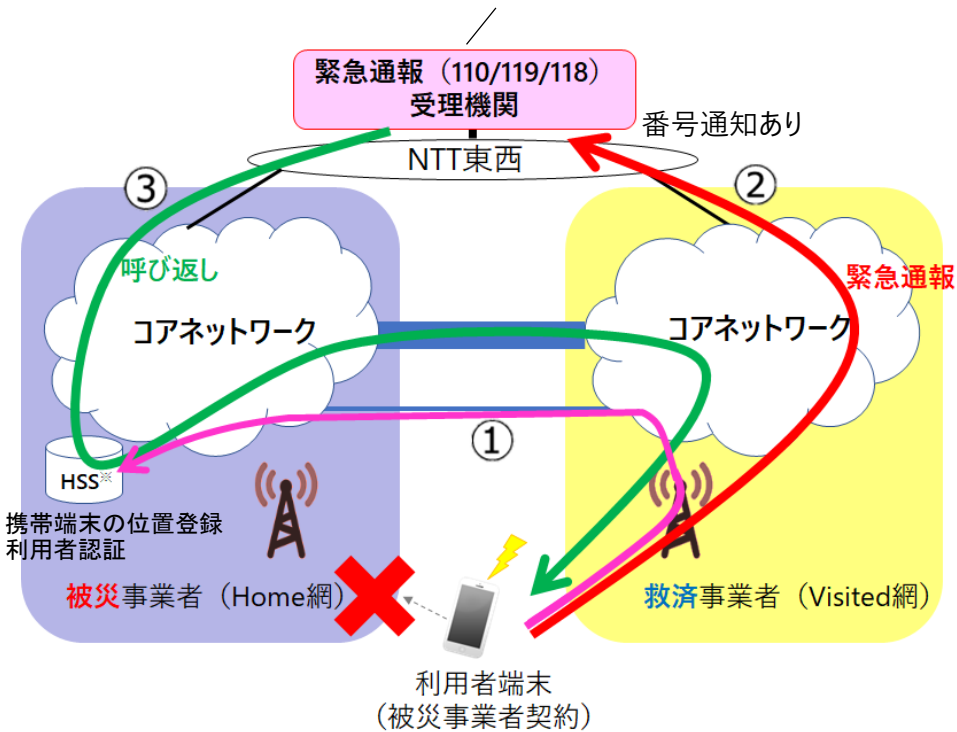
- 3月 第7回検討会 「緊急通報のみ」方式の導入方針(骨子案)の議論
- 5月頃 第8回検討会 第2次報告書(案)の審議
- 【第2次報告書の骨子(予定)】
- (1) 事業者間ローミングの導入時期(マスタースケジュール)
 - (2) 「緊急通報のみ」方式の導入方針
 - (3) 作業班における検討状況報告
 - (4) ローミング以外の非常時の通信手段の状況 等
- 5月頃～ 第2次報告書(案)のパブリックコメント
- 6月頃 第9回検討会 第2次報告書のとりまとめ →導入方針の正式決定

フルローミング方式

一般の通話やデータ通信が可能
緊急通報機関からの呼び返しが可能

導入決定済

緊急通報機関の指令台に発信者の電話番号が表示される。
緊急通報機関はその番号に対して呼び返しができる。



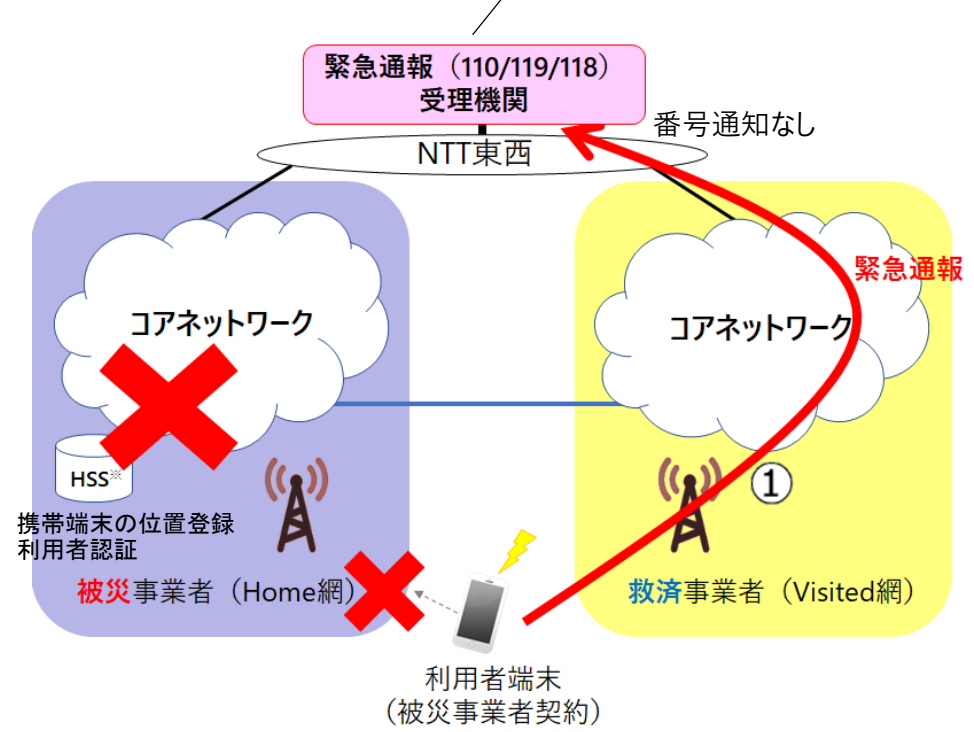
- ① HSS(加入者データベース)による利用者認証や端末位置登録
- ② ①の完了後、一般の通話や緊急通報の発信が可能
- ③ 緊急通報機関から利用者への呼び返しが可能

「緊急通報の発信のみ」を可能とするローミング方式

継続検討

コアネットワークに障害が発生した場合

発信者の電話は表示されないため、緊急通報機関からの呼び返しはできない。



- ① HSSに障害が発生しているため、緊急通報機関に対する緊急通報の発信のみが可能
(緊急通報機関からの呼び返しや一般の通話はできない。)

※HSS: 加入者データベース(Home Subscriber Server) 携帯端末の位置登録、利用者認証を行うための設備